

【論文】

江戸城における消費物資の調達について

太田尚宏*

目次

はじめに

1. 江戸城における物資調達システム

- (1) 無代上納役
- (2) 上納請負御用
- (3) 御鷹野御用
- (4) 「包括問屋型」の買上集荷
- (5) 「特定品目納入型」の買上集荷
- (6) 「御用達町人型」の買上集荷

2. 江戸城における物資調達の特徴

- (1) 役負担から買上形式へ
- (2) 江戸城への物資納入と代官伊奈氏
- (3) 買上形式と「本途直段」

おわりに

キーワード 江戸城 物資調達 無代上納役 上納請負御用 御鷹野御用 問屋 納入
御用達 伊奈氏 御菜 魚介類 青物 草木虫類 白魚 活鯛 鮎

はじめに

今回のシンポジウム「江戸城研究の新視点」において、筆者に課せられたテーマは、過去の研究において多様な問題関心の中でさまざまな形でとりあげられてきた江戸城への物資納入のあり方について、もう一度整理し直してみたとき、どのような特徴が見られるのかという点を解明することであると考えている。

そこで本稿では、従来明らかになっている江戸城における消費物資の調達方法について、筆者なりの観点から分類・整理を試み、そこに見られる特徴に関して言及することを第一の目的としたい。

*徳川林政史研究所主任研究員

江戸城に納入される物資に関する個別研究には、「御菜」として江戸近郊地域から上納された魚介類に関する研究¹⁾、市場・問屋を介した青物・魚介類納入に関する研究²⁾、江戸まわりの鷹場編成との関わりで江戸城への上納物に言及した研究³⁾、御用達町人による物資納入に関する研究⁴⁾など、さまざまなものがあるが、本稿ではこれらを参考にしながら、筆者が今まで取り扱ってきた魚介類納入を中心に述べることを、あらかじめおことわりしておきたい。

1. 江戸城における物資調達システム

江戸城の消費物資は、おおむね江戸近郊の村方・町方による役負担という形式と、商人・職人組織からの買上形式という二つに大別できる（〔表1〕参照）。

役負担は、幕府が村や町へ物資納入を命ずる課役となっている形式のことで、これはさらに三つの種類に分類できる。

その第一が無代上納役といわれるものである。これには佃島の白魚上納や御菜八ヶ浦と呼ばれた江戸内海の漁村からの諸魚上納などがある。第二は上納請負御用で、代表的なものには「上ヶ鮎御用」と呼ばれる玉川沿岸地域からの鮎上納があり、また秩父山地の村々から上納される薪炭⁵⁾なども、この分類の中に入るものと思われる。そして第三が御鷹野御用である。これは先の二つとは性格が異なり、幕府-村という個別の関係ではなく、享保期に將軍家鷹場（御拳場）を設置した際、江戸近郊の地域編成単位である「領」を媒介に幕領・私領の区別なく賦課するというもので、江戸近郊地域を特質づける役負担の一つであり、草木や虫類・小動物など実にさまざまなものが上納されていた。

一方、商人・職人組織を利用した買上形式も、おおむね三つの種類に分けられる。その第一が「包括問屋型」と名づけたものである。これは、青物や乾物・魚介類など極めて日常的かつ恒常的に納入が行われる物資について、幕府が市場や問屋全体に納入義務を課して買い上げるものを指す。第二は「特定品目納入型」である。これも野菜や玉子・豆腐および魚介類などであるが、ある決まった品目の集荷・納入を特定の問屋が請け負う形をとる。第三の「御用達町人型」は、幕府が特定の商人を御用達に指名して、特定品目の物資に関する納入や調進を請け負わせるもので、呉服や道具類など非常に多くの種類がある。

このように幕府は、実に多様な方法を用いて江戸城への物資調達を行っていた。ここでは、各分類に属する物資納入のあり

〔表1〕江戸城の消費物資調達システム

形 式	種 類	主な物資
近郊の村や町への課役	無代上納役	白魚・諸魚など
	上納請負御用	上ヶ鮎など
	御鷹野御用	草木・虫類など
商人・職人組織を利用	包括問屋型	青物・魚介類など
	特定品目納入型	蓮根・活鯛など
	御用達町人型	呉服・道具など

方について、代表的な事例をあげながら検討してみたい。

(1) 無代上納役

無代上納役は、江戸近郊の村々から代価の支払いを伴わない形で物資を上納させる方法であり、小網町白魚役や佃島漁民の白魚上納、御菜八ヶ浦と呼ばれた江戸内海漁村および深川獵師町の諸魚上納が有名である。こうした漁村の場合、上納行為に対して代価の支払いを受けない代わりに、優先的な漁場占有利用権を保証されるという特徴がある。

たとえば小網町白魚役という漁民の場合、「家康公被為遊御入国、慶長六丑年上総国東金筋鷹野御成之節、於浅草川初て白魚奉献上候、其節為御褒美御麻被下置、以来冬春之間御菜白魚奉差上候様被為仰付…寛永初之頃、町奉行米津勘兵衛様・嶋田弾正様御勤役之節、浅草川筋金龍山下より是浦迄相働可申旨被仰付、冬春之間場印ヲ相定メ相働申候⁶⁾とあるように、慶長6年(1601)に徳川家康が東金へ鷹狩に出かけた途中、小網町の者たちが家康に対して浅草川(=隅田川)で獲れた白魚を献上し、これを契機に「御菜白魚」の上納を命じられ、寛永初年に浅草川河口周辺を漁場として御用白魚漁を行うようになったという。

一方、佃島の漁民は、慶長年中(1596~1615)に摂津国西成郡佃村より江戸へ移住してきたとされ、彼らは寛永期(1624~44)に鉄砲洲付近の干潟の埋め立てに着手し、これが正保2年(1645)に完成すると、出身地の名をとって「佃島」と命名したといわれている。ただし、佃島漁民による御菜白魚の御用漁場は、由緒書に「白魚獵業之義は、武州中川・利根川両所ヲ徳川家御菜川ニ御定被成、佃島獵師共え受領仕、往古より毎年十一月より翌年三月迄白魚御用向無代ニて八斗八升宛相納申候⁷⁾とあるように、浅草川河口の佃島周辺ではなく、中川・利根川(=江戸川)に設定されていた。上納方法については、毎年11月から翌年3月までの間、8斗8升ずつを「無代」で納めるものと定められており、「中川之義は、白魚御用向相働候内は佃島獵師ニ限り、外より獵師一切入不申⁸⁾というように、御用白魚漁を行っている期間中は他の漁師による漁獲は禁じられた。

この小網町白魚役と佃島漁民の御菜白魚漁をめぐる関係は、江戸初期における江戸城への漁獲物上納と漁場占有利用権との関係を端的に示していると思われる。つまり、はじめに御菜白魚の上納を命じられた小網町白魚役が、江戸城に最も近い隅田川河口付近の御用漁場を獲得し、おそらく後から白魚上納を命じられたと思われる佃島には、やや離れた中川・江戸川の漁場が与えられるというものである。しかも中川における漁場利用関係を見ると、御菜白魚漁を行う佃島漁民に優先的漁業権が与えられ、御用の期間は地元漁民などによる漁獲が大きく制約されている。なお佃島では、享保6年(1721)に入って幕府から大川(=浅草川)での御用白魚漁を認められるが、その漁場は千住大橋から上豊島村までという、小網町白魚役の漁場よりも上流の場所に設定された⁹⁾。

ところで、無代上納役でもう一つ著名なのが、御菜八ヶ浦と呼ばれた江戸内海の漁村からの

諸魚上納である。御菜八ヶ浦とは、金杉・本芝・品川・大井御林・羽田・生麦・新宿・神奈川の8つの浦々で、江戸初期から江戸城や将軍の御成先の御殿などへ魚介類を上納していた。

このうち金杉浦・本芝浦では、「江戸御移徙之後は、上品之魚類取揚候節は、魚初穂として御城え持参、地奉行伊奈熊藏様御掛りにて、折々献上仕候」というように、当初は上等な魚が獲れたときに「地奉行」の伊奈氏を掛りとして「魚初穂」を「折々献上」していたが、2代將軍秀忠の頃より「御菜之儀も毎月四度ニ極め上納仕候」とあるごとく上納が定式化していったとされる¹⁰⁾。また御菜八ヶ浦の場合、上納先が幕府代官伊奈氏の役所となっている点も特徴的で、これにより、無代上納役も伊奈氏の趨勢と密接に関連しながら推移することになる¹¹⁾。

(2) 上納請負御用

上納請負御用は、上納に対する村役負担はあるものの、代価や人足役への扶持方の支払いを受ける点で無代上納役とは異なる。主な事例としては、玉川（多摩川）の上ヶ鮎御用などがこれに該当する。

玉川の上ヶ鮎御用は、玉川の上流から中流にかけての地域で行われた。玉川の上納も、はじめは御菜八ヶ浦などの場合と同じように、「御菜鮎」という無代上納役ではなかったかと考えられるが、享保7年（1722）、幕府の命によってこの「御菜鮎」は廃止されている。

実は、享保7年に「御菜」と名の付くものの多くが廃止されたと考えられる。先に見た江戸内海の漁村に対しても同じ年に廃止命令が出ているが、この場合は直接の上納先となった伊奈代官所が漁民たちの嘆願をうけて幕府に働きかけを行ったようで、継続が許されている。このほか、三浦半島の漁村からの海老¹²⁾・鰹節上納や伊豆三島からの浜塩鯛上納¹³⁾も、同じ享保7年に廃止されている。

しかし玉川からの鮎上納は、延享2年（1745）に「御上様子持鮎御好被為遊候」という理由から新たな形で再開されるに至る。これが「上ヶ鮎御用」という上納請負御用である。この特徴は、鮎代が支払われるという点と、この御用に参加するか否かは村々の判断に任されていたらしいという点である。上ヶ鮎御用に参加する村は、「御用請村」と呼ばれたが、同じ玉川沿岸であっても、農業が中心で川漁へ進出していない村は上ヶ鮎御用に参加していない。

上ヶ鮎御用は毎年8～9月に数度に分けて実施され、1年間で合計1100～1300尾の鮎が上納された。御用請村によって漁獲された鮎は、簀箱に入れて活かしておき、上納日前日に簀箱から鮎籠と呼ばれる容器に移されて梱包され、馬背を使って江戸城の御春屋へと運び込まれた。

(3) 御鷹野御用

御鷹野御用は、前述の通り、享保期における鷹場の整備に伴って江戸近郊の地域編成単位である「領」を媒介に御料・私領の区別なく賦課された上納役である。御鷹野御用の名目で行う上納役は、本来は鷹場とは直接関係がなかったと考えられるが、鷹場編成を代官伊奈氏が担当

しており、同時にこうした草木・虫類の上納も伊奈氏が担当することになったため、鷹場の役負担と同じルートを利用する形で上納されるようになったと見られる。¹⁴⁾

覚

一 蝻 一日三百つ、 納日数六拾日 八月十四日より十月十四日迄

(上納日の村割…略…)

右者例年之通り蝻上納被仰付候ニ付、則日割致シ相廻シ申候、書面之通壺村ニ而壺納三百つ、納日前ニ御取集メ、無間違御鷹会所へ御納可被成候、尤日割村訳ケ差上置候間、無間違急度御納可被成候

(元文6年)

西八月十二日

不入斗村 弥右衛門

右村々御名主中¹⁵⁾

この史料は、元文6年(1741・寛保元年)8月に出された六郷領からのケラ上納に関する触状である。これを見ると、六郷領では8月14日から10月14日までの60日間に、1日1か村あたりあたり300匹のケラを上納するように命じられていたことがわかる。この上納命令は、幕府から代官伊奈氏のもとへ達せられ、伊奈役所から領内の触次と呼ばれる名主へ伝達された。触次は、上納命令をうけて領内の各村へ上納日や上納数を割り振り、各村では上納日の前日にケラを取り集め、馬喰町にある伊奈役所内の「御鷹会所」と呼ばれる場所へ上納した。そして伊奈氏は、幕府からの求めに応じて江戸城へとケラを納入したのである。

なお、江戸近郊の鷹場村々に課せられた上納用の草木・虫類・種物には、御小納戸御用・奥御用としての鈴虫・松虫・螢・えびつる虫・蝻・干稲子・袋蜘蛛・田螺・たで・孔雀藻、吹上御用の蝻・青虫・茜草の根・蚯蚓・京菜種・小松菜種、御膳御用のむかご・生たんぼ・赤蛙、御広敷御用のはこべ・大根干葉、蚊遣御用の杉の葉など、多種多様なものがあった。

では、このようにして江戸城へ納められた草木・虫類などを、城内ではどのように利用していたのか。その一端を知ることのできる貴重な史料があるので、掲げておくことにしたい。

磯宮様御側女郎衆集りて、螢籠細工に奇麗に出来して、当夏螢を取集めさせらる、伊奈半左衛門へ談候而差上候様にと御広式御用人衆より申出、半左衛門役人百姓共被申付、毎日々々西丸へ多ク螢を差上けり、宮様より御所望にて何も差上候螢、汐風近辺の螢と見へて、其色合宜からず、随分吟味致上ケ候様にとの被仰付也、半左衛門役人其外の者も螢の色合のよしあし存候者、誰か壺人なし、然るにくわしき上意也、今迄ハ本所辺・目黒辺にて、螢にてさへあれハ能と相心得、取て差上候に、汐風故歟悪敷との御事に心付、小石川辺より取て差上候に未だ御心に応せず、宇治勢田の螢には更に似すとて御意に不入と也、然るに田安御簾中様より此事を聞召て、御府内の螢、何方の宇治の類には似す候、併御府内にて一とせ王子の麓に石神井川と申所有之候由、此所螢の名所とて其螢を取寄候事有之候、其螢能宇治の照に似候と被仰遣けれハ、則此旨を西丸より伊奈半左衛門へ被仰付、

石神井川より御取寄有りしに、其蛸の照、誠に宇治のこときとて甚御賞翫被遊しと也、やんことなき御方の御眼力ハ恐ろしき物なりと、諸役人を始、下々に至る迄これを恐れ奉り¹⁶⁾き

これは、宝暦6年(1756)に講釈師の馬場文耕が江戸城内のさまざまな内幕や噂話などを著した『宝内密秘登津』の一節で、京都出身の五十宮(将軍世子徳川家治の正室)が、西丸の広敷御用人を通じて、新たにできあがった蛸籠に入れる観賞用の蛸を伊奈半左衛門に取り集めさせたときの逸話である。伊奈は当初、本所や目黒あたりの蛸を納入したが、色合いが悪いとして五十宮の好みに合わず、さらに小石川周辺の蛸を納めても気に入ってもらえず、田安宗武夫人(森姫)の助言によって王子の蛸を差し出したところ、「其蛸の照、誠に宇治のことき」というように、ようやく五十宮の好みに応じることができたという。代官伊奈氏が、蛸の輝きの良し悪しについて心得を持たず、蛸であれば何でもよいと考えて本所や目黒・小石川の蛸を納入した無粋な存在として描かれているが、気ままな大奥の求めに応じて江戸近郊の村々を督励し、せっせと草木・虫類などを調達していた伊奈代官所の実態を物語るものとして興味深い。

(4) 「包括問屋型」の買上集荷

一方、商人職人組織を利用する買上集荷の形式であるが、その第一として「包括問屋型」の集荷・納入形式がある。これは、青物と魚の場合であるが、市場の中に「御納屋」と呼ばれる会所をつくり、そこに問屋あるいは幕府の下役人が詰めて、毎日必要な食料品を強制的に買い集めるというものである。

青物の場合は、元禄6年(1693)に神田の竪大工町に「御納屋」が設けられたという記録が残っている。魚に関する「御納屋」は本小田原町に置かれ、魚会所とも称した。これは、青物よりも少し早く、四組問屋と呼ばれた日本橋魚問屋仲間(本小田原町組・本船町組・本船町横店組・安針町組)が出揃う天和年間(1681~84)頃までにはできていたのではないかと考えられる。この「御納屋」は寛政4年(1792)の「御納屋御仕法改正」によって「御青物役所」「御肴役所」と名を改め、掛り役人および町名主の中から選ばれた掛り名主がそこに詰めるように改められるが、江戸城内において日々必要な青物・魚介類を市場の中から強制的に買い上げるという基本的な機能には変化はなかった。

「包括問屋型」の買上集荷は、魚介類の場合、四組問屋および金杉・本芝の魚問屋から諸魚の入荷状況を御納屋へ注進し、御用があり次第これを納入、御用代を受け取るという方法で行われ、御肴役所設置後は、御賄方の下役人が役所に常駐して、その指揮・監督を行った。青物の場合もこれとほぼ同様であり、神田多町・永富町・連雀町の3か町が納方を担当した。

幕府による買い上げは「本途直段」と呼ばれる公定価格によって行われた。「日本橋魚市場沿革紀要」の記述によれば、鯛の本途直段は、眼の下から尾びれまでの長さが1尺1寸5分(約35cm)のものが銭648文、眼の下から尾びれまでが1尺のもの(眼下尺鯛)が銭400文であった。

また初鯉は、「鯉始て魚市場へ入着の節は、幕府へ御届の上之れを納む、幕府へ注進せざる内は市中へ販売なすことを禁ず」というように、入荷された際にはまず幕府へその旨を届け出るものとされ、それまでは市中への販売は許されなかった。本途直段は錢2貫500文であるが、「再度納むるに随ひ納直段も漸次減額をなし、壱尾百文迄に至る」とあって、入荷が進むごとに減額されていったという¹⁷⁾。

(5) 「特定品目納入型」の買上集荷

これは、問屋を介して買い上げる形式という点では「包括問屋型」と同様であるものの、青物・乾物や魚介類に関して、「納入」と呼ばれる特定の問屋が特定の品種の納入を一手に取り仕切るという点で、異なる形態をとるものである。

青物については、比較的特定の品目を扱う問屋が多く、蓮根・慈姑・長芋・山葵・きのこ・芥子などの納入が確認されている。また、玉子・湯葉・豆腐・蒟蒻・麩なども納入によって江戸城へと納入された¹⁸⁾。

魚介類に関しては、活鯛納入と呼ばれる鮮鯛を取り扱う問屋が有名である。活鯛納入の起源は寛永5年(1628)にまで遡り、和泉国桜井から江戸へ下ってきた助五郎という人物が本小田原町にて魚商売を始め、伊豆半島北西部の内浦地域に「活鯛場所」(活鯛浦ともいう)を見立てて、地元の漁民や魚商人に仕入(前貸金の貸与)を行って鯛を買い集め、幕府への納魚を司ったという¹⁹⁾。その後、鯛の調達は「包括問屋型」による集荷に移行した時期もあったが、宝暦9年(1759)には専門の問屋が決められて、幾多の交代を繰り返しながら幕末まで推移するに至る。

活鯛の集荷体制は、活鯛納入と関係を結んだ「元仕入」と呼ばれる地方魚荷元商人や、数か村の活鯛浦を単位に置かれた「地方世話役」という漁民、さらに実際に鯛の漁獲を行う活鯛浦から構成される。幕府は、活鯛納入に対して扶持(45人扶持)や手当金(年間600両)を下付したうえで、拝借金などの名目で金子を前貸ししておき、活鯛納入はこの前貸金を仕入金として元仕入や地方世話役へ貸し渡した。そして活鯛浦は、活鯛納入からの指示で鯛を漁獲し、数か浦単位で設置された生簀場へと鯛を納入した。このときの買取価格は、宝暦期には大鯛が錢250文、中鯛が130文、小鯛が70文程度であったといわれる。また、急御用のときなどは、他の漁業を一切行わず、鯛の漁獲を優先して行う場合もあったという。

生簀場へ貯えられた鯛は、その後、生簀船と呼ばれる特殊な船を用いて伊豆国須崎の元仕入のもとへ運ばれ、さらに幕府の活鯛御囲場へと搬送された。幕府の御囲場は浦賀・神奈川・品川(このほかに予備として相州泊浦)にあり、須崎から浦賀へ、浦賀から神奈川へ、神奈川から品川へと鯛を順次移動させて、幕府からの注文に応えられるようにした。江戸城への納入は、幕府からの注文があり次第行われたが、鮮鯛のみならず、御料理鯛と称する調理を施した鯛も納入したという。

(6) 「御用達町人型」の買上集荷

これは、「御用達」と称して幕府から指名された町人が、幕府の注文に応じて特定の品目を集荷・調進するもので、最も単純な物資調達形式である。

江戸時代の『武鑑』を見ると、実にさまざまな御用達町人がいたことがわかる。たとえば、衣類に関しては呉服師と呼ばれる御用達があり、武器・馬具では御腰物金具師・御鍔師・御馬具師・御轡師・御鞍師などが、道具類では御櫛師・御針師・御人形師・御茶碗師・御箸師・御提灯屋・御箒屋・御硯師・御紙屋など、食品に関しては御膳御酒所・御酒所・御醤油屋・御酢屋・御菓子師・御煎茶師などがいて、それぞれ担当する製品を納入した。

このうちの代表的な事例として、呉服師²⁰⁾について見てみると、すでに幕府が開かれた慶長8年(1603)の段階で、公儀呉服師として後藤縫殿介・茶屋四郎次郎・亀屋栄任の3名の名が確認できる。また、元和年間(1615~24)には、右の3名に茶屋四郎次郎の弟である茶屋新四郎(尾州茶屋家)および上柳・三島屋が加わり、呉服師六軒仲間と称された。その後、寛永期(1624~44)に橋本が、貞享4年(1687)には三井越後屋が加わり、さらに元禄10年(1697)には7軒が、宝永3年(1706)には6軒が追加されて合計21軒となったが、享保期(1716~36)の緊縮財政の展開にともない、六軒仲間と橋本のほか、新たに紀州茶屋小四郎が加わった八軒に整理されて幕末まで推移した。

各呉服師は、手代を毎日、幕府の御納戸役所へ出仕させ、主人は当番制で役所に出向いて御用を勤めた。幕府からの注文は仲間全体で請け負ったうえ、それぞれの呉服師が分担して商品の仕入れにあたった。分担の割合は仲間うちで決まっており、後藤が「弍ツ半」、茶屋が「一ツ半」、残りが各「一ツ」という比率になっていた。呉服師は、幕府より注文を受けると、商品の各銘柄について相場をもとに値段を書き上げて御納戸役所へ提出した。このうち呉服師が得る利潤は「御影」と呼ばれたが、これは幕府により定められていて、元禄元年(1688)までは取扱高の2割、翌2年からは1割となった。その後呉服師は、値段書に基づいて京都西陣などの織屋に呉服物を調製させ、出来あがった商品を幕府へと納入したが、こうした過程においても呉服物に目の利く手代を生産地へも派遣するなど、多くの経費がかかったといわれる。

2. 江戸城における物資調達の特徴

以上、江戸城における必要物資の調達形式について述べてきたが、ここで簡単にその特徴をまとめておきたい。

(1) 役負担から買上形式へ

江戸城への物資納入のあり方を概括すると、役負担から買上形式へという動きを読み取ることができる。江戸初期においては、江戸の都市的発達が不十分で、商業・流通組織が整って

いなかったため、江戸城で必要な物資を確保する場合、漁村などに上納役を課して集める形式をとらざるを得なかった。しかも、生鮮食料品である魚介類の場合は、旧来の江戸内海の浦々における献上行為を「御菜」という形で制度的に取り込んでいたり、当時卓越した漁業技術を有していた関西漁民を江戸へ移住させて江戸城への納魚を担当させるなど、城内で必要な食料を得るために積極的な働きかけが見られた。

しかし、次第に江戸が都市的發展を遂げ、商業・流通組織が整ってくると、一度に大量の物資を調達するには、こうした組織を利用して買い上げていく形式のほうが効率的となる。「包括問屋型」の形式において、青物・魚介類のいずれの場合も、幕府による買い上げのための「御納屋」が設置されるのが17世紀末頃というのは、こうした事情を如実に反映してのことであると思われる。

ただし、魚介類の場合、幕府の物資調達の比重が市場からの買上形式へ傾斜した江戸中期以降も、江戸内海の浦々による無代上納役が残存していく。これは第一に、江戸城への無代上納役を負担しているという事実が浦々にとって漁場占有利用権を保証する論拠となっていたため、第二には、江戸初期以来「御菜」の上納を管轄してきた代官伊奈氏の存在があったためである。

御菜御肴之義、是迄御注文御定尺より少キ肴差上候ニ付、御上りニ不相成、御次へ相廻り候儀も有之、辻茂為冥加差上候御肴之義ニ候得者、御上り可相成品可差上旨、左候ハ、殿²¹⁾ニも御満足ニ候間、随分出情いたし御定寸より大振成品可差上由被仰渡…

この史料は、天明8年(1788)正月16日に御菜八ヶ浦・深川獵師町の代表が伊奈役所へ呼び出され、伊奈氏の家臣から御菜魚の寸尺について説諭を受けたときのものである。これによれば、御菜八ヶ浦と深川獵師町が上納する御菜魚について、定寸が守られず小さな魚を差し出したため、御膳魚とはならず御次へ回ってしまうことがあったとして、以後は定寸よりも大きな魚を納めるようにすること、そうすれば「殿」(代官伊奈氏)も「御満足」になるだろうと家臣から督励されたとある。ここから、江戸内海の御菜浦から上納された御菜魚が將軍の御膳に上がることが、伊奈氏にとっても「御満足」につながるという伊奈役所側の認識を読み取ることができる。こうした背景もあって江戸内海の御菜魚上納は存続していくが、寛政4年(1792)の伊奈氏の失脚に伴い、御菜魚上納も現物納から代銭納へと改変されていくことになる。一方、同じ年には「御納屋御仕法改正」が行われて、「御納屋」が「御肴役所」へと改められ、「包括問屋型」の買上集荷体制が強化されるのである。

(2) 江戸城への物資納入と代官伊奈氏

江戸城への物資納入に関して、もう一つ伊奈氏が管轄したものに、御鷹野御用の一環に組み込まれて行われた草木・虫類上納がある。御鷹野御用は、八代將軍徳川吉宗が、自己の権力基盤の強化を図るために実施した享保期の鷹場の再編過程の中で形づくられていった。そして関

東における地方支配の実績を有する代官伊奈氏を所管役所として、江戸城内で必要とされるさまざまな物資を、「御膝下」にあたる鷹場村々に御料・私領の区別なく面的に賦課していったわけである。いわば物資上納が、將軍をはじめとする江戸城居住者と「御膝下」の地域とを直接的に結びつける役割を果たすことになったのである。

そして、先に見た御菜魚上納や鷹場村々への上納物賦課を通じて、伊奈氏自身も將軍との結びつきを強めていくこととなる。

右半左衛門儀、遠御成先御用万端相勤候ニ付、奥向懸合等有之、土圭之間迄ハ相越候得共、右御用向多候故、奥江も相詰御用向承度旨内願之趣申聞候、去年中峯岡牧場も支配所ニ相成、臨時ニ奥向懸合多、其上前々御上り御肴等支配所獵場より差上来候処、従去年中奥向江懸合、御上り料出精吟味之上格別ニ相増、冥加之ため相納させ申候、当年より吹上江相廻り候雜穀も臨時ニ納方御用申付、御益等も相見へ申候、何れも奥向懸合候御用向故、奥江も罷出候ハ、御用弁も宜可有御座候間、以来奥向江も罷出御用承り候様可申渡哉²²⁾

右の史料は、天明5年(1785)に伊奈忠尊が従来²³⁾の代官職に加えて「奥の事をもかね承るべきむね」の下命を受ける際に行われた評議に関わる伺書の一部である。これによると、従来より伊奈氏は、鷹狩を中心とした「遠御成御用」を十全につとめる必要上、奥向との掛け合いのために江戸城中奥の表向との境に位置する「土圭之間」まで入ることを許されてきたとある。しかし伊奈氏は、こうした御用が多いことを理由に「奥江も相詰御用向承度旨」を内願していた。これに対して老中らは、a 従来からの遠御成御用、b 峯岡牧が伊奈支配所になり奥向との交渉が多くなってきたこと、c 江戸内湾の浦方より伊奈役所を通じて上納していた「御上り御肴」が奥向との掛け合いのすえ増量されたこと、d 江戸廻り地域の「領」を単位に吹上御用などとして上納されたと推定される雑穀を吹上へと廻送することが「御益」になると見込まれたこと、などの点を考慮したうえ、これらがいずれも奥向との掛け合いを要する内容であることから、中奥への出入りを許可すべきかどうかを評議したという。この結果は「伺之通与被仰出候」とあることから、上記の内容が認められて伊奈忠尊は奥への出入りを許されたことがわかる。

奥向への出仕を認められた理由のうち「御上り御肴」と「吹上江相廻り候雜穀」の二つは、江戸城への物資上納に関する事項である。こうしたことから考えると、江戸城への諸物資の納入は、江戸中期の伊奈氏にとって職務の大きな柱の一つとして位置付けられていたと考えてよい。役負担から買上形式へという流れの中であって、役負担が消滅せずに残存し、結果として複雑で多様な物資調達システムが維持された背景には、幕府が江戸城への物資納入について、伊奈氏の持つ伝統的かつ強力な地域支配力に依拠していた部分が多かったためとも考えられるのである。

先年より御野菜物伊奈半左衛門より毎朝さし上候由、此節伊奈御咎を被仰付候へ共、やはり此節も伊奈法被を着し右御野菜物を運び候ニ付、人々不審をたて、小三郎から申付差上候か、久世の兼帯被仰付てからハ久世から取計ひそふナ物だが、伊奈の法被を着て持運ぶ

ハ合点ゆかぬ事と人々不審仕候よしのさた²⁴⁾

この史料は、寛政4年(1792)に伊奈忠尊が処罰され失脚した直後における江戸城への「御野菜物」搬入の様子について記したものである。これを見ると、江戸城へ野菜を運ぶ人足は、伊奈氏が失脚して上納物の担当を外されたにもかかわらず、依然として伊奈の法被を着て江戸城へと出入りしていたという。人々は不審がって、忠尊に代わって新知を与えられた伊奈小三郎が命じたのか、伊奈氏の御用を引き継いだ久世丹後守が命じたのか、久世が命じたならば伊奈の法被を着ているのはおかしい、などと噂し合ったといわれる。こうした記述を見ても、伊奈氏の江戸城上納物に対する影響力の大きさをうかがい知ることができる。

(3) 買上形式と「本途直段」

一方、買上形式による物資調達にも大きな問題が存在した。それは、幕府の公定買上価格、すなわち「本途直段」のあり方である。この点について、活鯛上納を事例にして見てみたい。

活鯛納人は、江戸内海はもとより伊豆半島や瀬戸内海あたりから鯛を集めて江戸城へと納入したが、納人がこの仕事で大きな利益を得たのかというと、実はそうではない。むしろ江戸後期の活鯛納人は、いずれの場合も経営悪化を引き起こして頻繁に交代しているのである。

国元御知行所之御縁より無據御役人様方御頼に付、天保四巳年、主人総兵衛江戸表へ出店、活鯛御用相勤候処、存之外不引合、一両年之間、店より立替相嵩候に付、浦賀と江戸店差別駈と取定め、以来立替は少も不致様致規定候得共、其詮も無之、追々仰山に立替出来候に付、此俟永く御用相勤候は、当店は勿論本家相統にも拘り可申と深く心痛仕、天保八戌年本家へ罷越し、俊次郎始親類共へ及内談候処、一統同意致心配居候由種々談事候処、御免願致し候外は有之間敷と一同決談仕、則為惣代拙出府、主人へ右之趣意得と申談、御役向夫々様へ手続之有限り歎願申上、漸跡御用勤人出来、活鯛方一式譲渡し、主人夫婦再浦賀住居相成候²⁵⁾

この史料は、天保4年(1833)から11年まで活鯛納人をつとめた飯高総兵衛(活鯛納人としては飯塚屋吉太郎の名前を使用)が活鯛納人を辞任する経緯について記したものである。飯高総兵衛は九十九里出身の著名な干鯛問屋で、相州浦賀に本店を構えていた。しかし天保4年に活鯛納人を引き受けて江戸へ出店を開いたところ、思いのほか採算に合わず、次第に浦賀店の立替金が増えてしまい、共倒れを防ぐためにそれぞれを独立採算にして会計を分離したものの効果が見られず、番頭らが奔走して親戚筋と協議した結果、活鯛御用を辞めるほかに手段はないということになり、番頭が江戸の幕府役人たちに嘆願して回った結果、ようやく辞任を許可されたといわれる。ちなみに、この御用を通じて総兵衛らが抱えた借金は、「御賄所様御前借返納滞金」3428両、「町方御用達取扱金」3600両余、「相対他借」1272両、「浜方鯛代滞」260両の合計8560両あまりという膨大なものとなっていた²⁶⁾。

活鯛御用を円滑に行うには、活鯛浦へ前貸金の投下や、生簀船の維持管理、搬送・活付のた

めの人員確保など、莫大な資金を必要としたが、幕府の買上価格が低廉なために損失が著しく、経営を悪化させる納人が相次いだのである。

幕府においても、こうした活鯛納人の経営を助成するため、江戸橋広小路に「活鯛屋敷」と呼ばれる助成地（100坪）を納人に貸与して町屋経営をさせたり、活鯛御用貸付という公金貸付制度を設けて利潤を助成にまわすなどの方法をとったが、経営悪化の進行にともない、これらの収益も損失補填に充てられて、本来の活鯛助成という目的を達することができな²⁷⁾かった。

一 活鯛壱ヶ年納高

鮮鯛五百四拾三枚

御料理鯛六千三百四拾六枚

御本途直段大小取交

平均一枚ニ付、四匁壹分四厘

市中相場大小取交

平均壱枚ニ付、弐拾六匁五分

七組肴問屋之儀も、御規式其外御祝事ハ勿論日々御定用之諸魚御用損多分之儀ニ有之…
壱ヶ年平均御本途直段与町売直段之直違、凡金一万二千両程御奉公相勤罷在候²⁸⁾

この史料は、慶応元年（1865）における活鯛の価格について記したものである。これによると、活鯛の1年間の納高は、鮮鯛が543枚、御料理鯛が6346枚の合計6889枚で、1枚平均の本途直段は銀4匁1分4厘であったが、これに対して市中相場は1枚あたり銀26匁5分となっており、本途直段は市中相場の約16%に過ぎなかったことがわかる。また、先に「包括問屋型」の買上形式としてとりあげた江戸の魚問屋による諸魚納入についても、本途直段と市中価格との「直違」が1か年あたり1万2000両にも達していたとある。

このような膨大な「直違」を生み出した背景には、本途直段が「元文頃之取極」であるにもかかわらず、幕府が「御本途直段之義ハ古来相場相当之御定高、割増等ハ容易ニ不相成筋」と認識していたことがあげられる²⁹⁾。市場関係を無視して江戸中期の元文年間（1736～41）に決められた「御定高」を墨守しようとする幕府の姿勢が、御用魚問屋たちの首を絞め続けたのである。江戸城への鯛や諸魚納入は、一口に買上形式といっても、その内実は純粋な経済行為とはほど遠い、強権的なものだったことがうかがわれる。

おわりに

以上、江戸城において消費される物資の調達のあるり方について述べてきた。本稿では生鮮食料品である魚介類を中心に検討したが、そこでは無代上納役から買上形式に至る多様な手法によって、江戸城への調達が図られていったことが明らかとなった。

そして、こうした日常不可欠な生鮮食料品の調達のあり方は、諸矛盾を内包したまま幕末ま

で推移していった。幕府は、無代上納役から問屋を介した買上形式へと調達方法の軸を移そうとしたが、流通組織が未発達な段階での調達のあり方が漁業権などの地域秩序を規定していたり、代官伊奈氏のように江戸城への物資上納を自家と將軍家を結びつける大きな要素と位置付ける者がいたりするなど、さまざまな制約によって、形式的ではあるにせよ無代上納役を残存させなくてはならなかった。また一方で、買上形式の物資調達のあり方も、低廉な「本途直段」を「御定高」として幕府が御用問屋たちに押し付け、結果として「御奉公」の名のもとに彼らの私財を食いつぶしていく構造をとっていたのである。

江戸城は、都市江戸における一大消費地であることは間違いない事実であるが、そこでの物資調達のあり方は、市場原理を無視した強権的・高圧的な性格を強く帯びるものであったといわざるを得ないだろう。

【註】

- 1) たとえば、江戸内海の漁村から上納される御菜魚については、羽原又吉『日本漁業経済史』中巻之二（岩波書店、1952年）、荒居英次「江戸の食糧魚確保」（日本大学文理学部『学叢』第22号、1977年）、拙稿a「近世江戸内湾地域における『御肴』上納制度の展開と漁業秩序」（『関東近世史研究』第28号、1990年）、拙稿b「江戸城『御肴』上納の展開と関東郡代」（『地方史研究』第230号、1991年）など、玉川における御菜鮎上納に関しては、宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」（『関東近世史研究』第26号、1989年）、拙稿c「宮田報告〔コメント〕—近世玉川の鮎上納に関する若干の問題—」（同上）、拙稿d「近世玉川における鮎上納制度について」（『地方史研究』第227号、1990年）などがあげられる。
- 2) 青物に関しては、吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』（東京大学出版会、1999年）、魚介類については、辻村実「日本橋魚市場の納魚制」（『経済史研究』第21巻第5号、1939年）、岡本信男・木戸憲成『日本橋魚市場の歴史』、水産社、1985年）、羽原又吉前掲書、荒居英次前掲論文、前掲拙稿b、および伊東弥之助「徳川時代活鯛納制とその推移（1）（2）」（『社会経済史学』第9巻第9号・第10号、1939～40年）、拙稿e「江戸城活鯛納制の展開と御用貸付」（『大田区史研究 史誌』第33号、1990年）を参照。
- 3) 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、1996年）、拙稿f「御鷹野御用組合の形成・展開と地域」（関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』、岩田書院、1997年）など。
- 4) たとえば、呉服師に関して扱った中田易直「江戸時代の呉服師」（『歴史教育』第9巻第1号、1961年）、同「元禄享保尾州茶屋経営史」（『日本歴史』第160号、1961年）など。
- 5) 江戸城へ上納する薪炭に関しては、君塚仁彦「江戸城御用炭役と村」（『関東近世史研究』第25号、1989年）、大友一雄「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和58年度、1989年）などの研究がある。
- 6) 明治12年「回議録・白魚」（東京都公文書館所蔵）。
- 7) 「順立帳」（東京都公文書館所蔵）。
- 8) 同上。
- 9) 「御場御用留」（国立公文書館所蔵）。
- 10) 「芝浦漁業起立」（『東京市史稿・産業篇』第一四、300～301頁）。
- 11) この点については、前掲の拙稿bを参照されたい。
- 12) 『鎌倉近世史料 乱橋材木座村編』（鎌倉市教育委員会、1967年）、72号史料。
- 13) 豆州内浦重寺村室伏繁一家文書（沼津市歴史民俗資料館所蔵）。

- 14) この点に関しては、前掲の拙稿fを参照されたい。
- 15) 『大田区史(資料編)・平川家文書1』(大田区、1975年)、241頁。
- 16) 馬場文耕「宝丙密秘登津」(『未刊随筆百種』第6巻、中央公論社、1977年)、16～17頁。
- 17) 「日本橋魚市場沿革紀要」(『徳川時代商業叢書』第一、名著刊行会、1913年)、493～494頁。
- 18) 江戸城への青物上納については、吉田伸之前掲書を参照されたい。
- 19) 前掲、「日本橋魚市場沿革紀要」、387頁。
- 20) 呉服師については、中田易直前掲論文を参照されたい。
- 21) 『江東区資料 寛永録』四(江東区教育委員会、1988年)、6～7頁。
- 22) 「雑書」のうち第一四冊「留帳三」(国立公文書館所蔵)。
- 23) 『新訂寛政重修諸家譜』第十五(続群書類従完成会、1965年)、46頁。
- 24) 「よしの冊子」十七(『随筆百花園』第九巻、中央公論社、1981年)、386頁。
- 25) 『二宮尊徳全集』第一九巻(二宮尊徳偉業宣揚会、1929年)、1089頁。
- 26) 「肴納人調」(国立国会図書館所蔵)。
- 27) この点については、前掲の拙稿eを参照されたい。
- 28) 前掲、「肴納人調」。
- 29) 前掲、「肴納人調」。